

質問回答書

令和 3年11月2日

件名 3地下水モニタリング調査業務委託

質問番号	設計図書等	質問	回答
1	仕様書	<p>検査項目に原水がありますが、飲料水として使用しているのであれば、分析は水道法に規定された登録検査機関でしかできないということでしょうか。</p> <p>計量証明事業所の登録機関でも分析できますか。</p>	<p>地下水質の状況を把握することが目的の調査であり、飲料水として使用するものではありません。</p> <p>そのため入札参加要件は、水道法に規定された登録検査機関ではなく、計量証明事業所の登録機関としております。</p>
2	仕様書	<p>調査井戸の構造は、すでに蛇口が設置されていていつでも採水できる構造になっていますか。</p>	<p>すでに蛇口が設置されており、いつでも採水できます。</p>